



「常在戦場」扇子のある会長席

チャレンジ! かな弁

会長から当会会員へ

6つの

メッセージ

会長 ^{ふたがわ} 二川 裕之

1 まず、4月から開始したオンラインによる23条例会申請ですが、ご活用いただいております。よろしくお願いいたします。他会からも注目を集めています。証拠収集の重要な手段です。利用しやすいよう、可能な限り改善工夫に努めたいと思います。

2 オンラインといえば、6月1日から研修会動画を会員サイトで配信します。こちらも「活用ください」。

3 民事裁判のIT化の大きな流れと軌を一にして、刑事手続、家事、民事保全・執行、倒産手続等のIT化についても検討が始まっています。今後の議論に注目いただき、適宜ご意見を頂戴したいと存じます。

4 また、IT化に付随して、従前の制度・運用等についてもこの機会に併せて改革・改善しようという動きがみられ、

その動きは今後加速化することが予想されます。さまざまなご意見があるとは思いますが、せっかくの機会ですので、当会としても意見を集約して積極的な働きかけをしていくべきと考えます。

5 今年度、「身近で利用しやすく頼りがいのある弁護士・弁護士会」を目標し、弁護士の活動等に関し、積極的な情報発信に努めます(チャレ1)。

6 そのための1つとして、会長声明を重視していただきます。声明の役割は、関係者に広く問題意識を持ってもらうことを主眼としていきます。そうだとすれば、たとえば、結論を端的に冒頭に提示し、理由をできる限り分かりやすい言葉で短くまとめるような工夫が肝要ではないでしょうか。専門的な事柄を詳細に述べるのは意見書の形式によるべきだと思います。

7 ただし、当会では、声

8 明発出には、日弁連等とは異なり、月1回開催の常議員会の議決が必要で、あらゆる場面でのタイムリーな発信は困難です。緊急な場合には、会長談話などの別方策も臨機応変に活用したいと考えています。

9 今年度の重要テーマとして、法曹人口問題があります。紙幅の関係で、これまでの当会の立場については、2011年2月10日付け意見書を参照いただきたいと思います。が、当時とは状況が大きく変わっており、改めての検討が必要です。執行部からも情報提供に努めますので、関心をお持ちいただき、当会の意見集約にご協力願います。

10 話が少し大きくなりましたが、司法予算について問題意識をぜひ持つてください。裁判所予算は、国家予算全体のわずか約0.3%です。三権の一翼を担っている司法の現状として、はたしてこのままではよいのでしょうか。現状を打破するための方策を、会員の皆さんとともに考えたいと思います。

神奈川県弁護士会新聞

発行所
神奈川県弁護士会
横浜市中区
日本大通9番地
☎045-211-7707
URL <https://www.kanaben.or.jp/>

関東弁護士会連合会
第1回地区別懇談会のお知らせ(予定)
日時 2021年7月6日(火) 13時~
場所 Web開催(Zoomウェビナー)

神奈川県のアウトライントと天秤をモチーフにした神奈川県弁護士会のロゴマークです。

かなパブ最前線 最前線へ向けて



一晩で雪に埋もれた車

村の実情・特色などをうかがってきており、今後の連携や地域司法の方策等に役立てていきたいと考えています。

私は、新庄ひまわり基金法律事務所への赴任を経て、本年3月より、社員弁護士としてかなパブの一員を迎えていただいていた。

新庄ひまわりがある山形県新庄市は、山形市から北へ70キロほど離れた一年の三分の一ほどが雪に覆われる県内屈指の豪雪地帯である。私は、かなパブ出身の前任者から引き継ぎを受けて5代目所長として着任した。

新庄には、山形地方裁判所新庄支部があり、同管内にて稼働している弁護士は私を含めて3名(支部管内人口は約7万人)。狭い地域ではあるが、弁護士の需要が多く、事務所の電話がいつも鳴っていた。

同支部には裁判官が常駐しておらず、期日開廷日(簡裁を除く)は毎週木曜と隔週金曜のみであった。そのため、期日の集中が避けられず、調停期日中に別の裁判期日を何件か入れる運用で期日が開かれていた。事件は違えど、裁判官、相手方代理人ともにいつもと同じ顔ぶ

れであり、良い意味で紛争解決に向けた協議がしやすく、解決困難と思われる案件も和解に落ち着かせることができていた。

事件処理以外にも、各団体の講習会・講演会の講師、行政の専門委員、地方新聞の記事執筆など、多方面から弁護士の力を求める声が多かった。そのような需要にこれからは先も応じていく弁護士の存在意義を改めて強く実感している。まだまだ弁護士が足りず、その力を必要とする地域は現在も少なくないのである。

現在、弁護士過疎地域への赴任を志す弁護士は激減しており、かなパブで養成中の弁護士たちは貴重な存在である。私自身、貴重な後輩たちを赴任先へ送り出す立場となり、身の引き締まる思いである。全国各地の最前線で活躍するであろう弁護士たちへ、日々の仕事を通じて、一緒に考え学びつつ、私が経験したことなどの全てを伝えて送り出したい。

会員の皆様方におかれましては、今後ともかなパブへの変わらぬご支援をお願い申し上げます。結びの言葉に代えさせていただきます。

(会員 千葉 剛志)

山ゆり

新たな感染症が蔓延していると言われて1年以上経った。わが業界も様々な影響が出ているが、裁判IT化の強烈な後押しになったとみる向きもある。そんな中、民事刑事家事問わず、法的に重要な事実として主張されることが多いうつ病と、ヘルペスウイルスの深い関係が発見されたようだ。人はほとんど皆、このウイルスに感染しているのだが、何かの拍子に悪さをするらしい。ウイルスではないが、世の中にはトキソ某という感染症もある。これに感染すると反社会的な気分が醸成されるのか、不貞や交通事故とか、法律家が「到底許されることではない」とする行動を導くという話もある。紛争の原因は、ろくでなしな性根、ではなく感染症かもしれない。▼そうなる感染症撲滅に邁進したくもなるが、ヘルペスウイルスに感染することで、人間は臆病になって、それが文明を生んだなんていう人もいる。人間が、いそいそと法律に従ったり、従っているふりをするのも、ウイルスの感染があつてこそ、かもかもしれない▼まあ、この手の話が100年後にどうなっているかは怪しいものだが、いずれにしろ、感染症とわが業界の関わりは思いのほか深い。

(勝俣 豪)

川崎支部

60周年記念式典を控えた現状

4月1日現在、川崎支部の会員数は232名である。この会員数は、弁護士会支部としては東京

横浜地家裁や横浜地検の川崎支部が所在する川崎区のみならず、今では川崎区以外においても多数の事務所が設立されている。

近時は川崎市における公職に就任する会員も増加するなど、川崎法律相談センターや溝の口法律相談、さらには川崎市の各区役所にて実施している市民法律相談をはじめとして、市民の皆様抱える様々な問題をともに解決していける体制が整ってきた。

退任する支部執行部への花束贈呈(支部通常総会にて)

川崎支部では、これまで、法曹三者懇談会・懇親会、破産手続等に関する意見交換会・成年後見財産管理人意見交換会を長年継続してきた。近時は法曹三者の刑事手続に関する勉強会や民事裁判勉強会を開催するなど、横浜地家裁や横浜地検の川崎支部との連携をはかっている。円滑な裁判手続の運用等の議論を深め市民に対する法的サービスの向上に努めてきた。

川崎支部では、これまで、法曹三者懇談会・懇親会、破産手続等に関する意見交換会・成年後見財産管理人意見交換会を長年継続してきた。近時は法曹三者の刑事手続に関する勉強会や民事裁判勉強会を開催するなど、横浜地家裁や横浜地検の川崎支部との連携をはかっている。円滑な裁判手続の運用等の議論を深め市民に対する法的サービスの向上に努めてきた。

止が相次いでしまった。火を消すことのないようにしていきたい。昨年度は川崎支部の新入会員歓迎会をZoomで開催するなど、コロナ禍の情勢においても停滞することなく支部内での求心力維持に努めているところである。

(支部長 種村 求)

支部だより

本原稿執筆時点である4月28日時点の支部会員

数は1338名である。

東西支部会員の支部活動への参加は



東西支部の会館会議スペースの状況

今月23日に開催された支部定期総会には、コロナ禍であるにもかかわらず、全体の支部会員の4割を超える58名が会場へ出席し、白熱した議論が交わされた。

支部においても、支部会員の増加に伴い、会員間で顔の見える関係を維持することが困難な状況が生じつつあるものの、現在もなおこのような関係を維持することができています。これは、ひとえに支部総会や支部委員会の場に会員が集まり、白熱した議論を重ねるといふ慣習が大切に受け継がれてきたためであると感じている。

東西支部特有の新たな課題としては、支部会員数に比して、支部会館が手狭になってきたということが挙げられる。現在の会館には、最大で20名程度の会員が集まる程度の広さの会議スペースが一つしかない。同時に複数の会議を開くことは不可能であるうえ、年々、支部活動関係の資料等が蓄積されることから、この貴重な会議スペースも、日々、これらに浸食されつつある状況である(数年前には、会議スペース確保のため、これまで受け継がれてきた書籍等を廃棄処分したこ

ともあったが、焼け石に水のような状態である)。このような問題を解消するため、支部会館の移転なども検討していかねばならないと感じているところである。

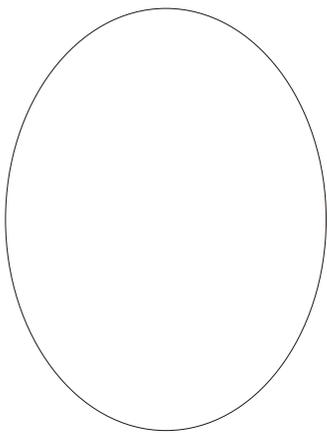
最後に、昨年度東西支部より、剣持京助会員を当会の会長に、佐藤光輝会員を副会長に、同時に送り出したことは東西支部会員一同、大変名譽に感じているところである。当会の運営にご尽力された両支部会員に最大限の感謝の意を送り、本原稿を締めさせていただくこととしたい。

(会員 山崎 夏彦)

東西支部

会員数増加に伴う東西支部の新たな課題

総会副議長とは何をするの？



3月2日、臨時総会が開かれ、副議長を担当した。副議長は、議長の議事進行を補佐することが任務である。副議長の発言の機会は、「議長を補佐して円滑な議事運営に努めます」という就任の挨拶と議事録署名人の発表の2回である。事前

に何度も練習した。副議長の職務は可視化されていないのでその職務を話したい。

まず、総会に先立ち、議案と資料を読み込む。臨時総会では議案が10本あり、「死刑執行の停止及び死刑制度の廃止に向けた取り組みを求める」

を述べると、副議長の発言をできる限り正確にメモした。今回の総会決議は多くの会員から意見を聞くという理事者の方針もあり、1人あたりの発言時間を管理した。会員に注意するのは芳野議長、時間を管理するのは副議長という役割回りではある。議案の修正意見を正確に漏れなくメモし、休憩時間に理事者に手渡した。

(会員 豊島 健司)

Advertisement for 'Plus Pension' (プラス年金) featuring a woman and text about life expectancy and pension benefits. Includes contact information for the Japan National Pension Fund (日本弁護士国民年金基金).

紙上研修

鳥弁とは、鳥に関する法律問題

会員 青木 敦子

当会に小鳥の権利委員会創設を切に望んでいる青木です。

今回は、紙上研修という機会をいただき、動物愛護法に関する主要な問題について触れ、鳥弁(鳥の弁護士)事例に関し、会員の皆様のお役に立てる情報を提供させていただきます。僭越ながら書かせていただきます。

動物愛護法に関する代表的な問題

まず、ペットの展示に関する基準が強化されました。

次に、昔から問題となっていた保健所による犬や猫の殺処分についてですが、意外にも動物愛護法には、殺処分についての法的根拠は規定されておらず、法的にグレーな状況です。

また、番外編としては、ペットの里親トラブルも多くなっています。

個人間で里親契約を行う際に、契約書を作成せず、所有権の移転や契約



額が赤くて全体に無地なので、アカビタイムジオウムです。収納されていますが、実は角(ツノ)があるので、オウム族になります。



オカメインコはインコという名前ですが、角があるので、実際にはオウムに分類されます。

の解除原因などがあいなまま、紛争になるケースです。実は動物愛護法の問題というより、単なる民法の問題です。

鳥弁の経験

その1 初回 フクロウ事件 北海道パチンコ店巡り

私が対馬にいた2015年に、北海道のパチンコ店でフクロウが展示されていることがインターネットで話題になりました。

そして、動物愛護法が改正され、動物殺傷に関しては、5年以下の有期徒刑となり、罰則が強化されています。また、番外編としては、ペットの里親トラブルも多くなっています。

現場では、パチンコ店で夜行性のフクロウたちが、昼間も大音量かつ眩



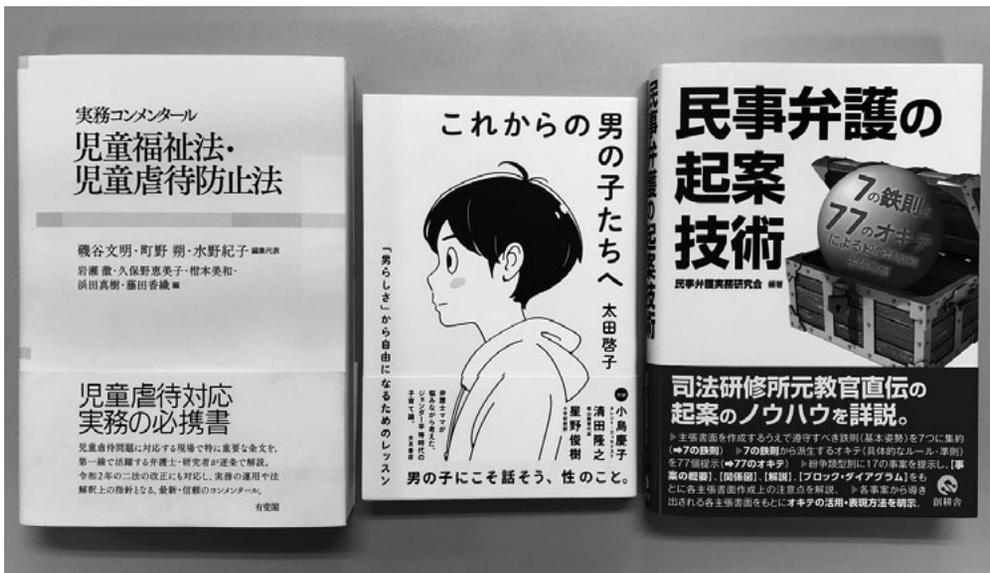
こちらは思い出のびより

その2 インコ虐待事件

SNSに動物虐待画像を上げ、それを見た方から刑事告発を依頼されることもありました。

当会会員の執筆による

書籍紹介コーナー



当会会員が執筆に関わった書籍を紹介したい。まずは、「実務コンメンタル児童福祉法・児童虐待防止法」(有斐閣。写真左)。藤田香織会員が執筆のほか編者として執筆者の選定など重要な部分に関わっている。

各条文の解説は学者と実務家の共同執筆という形がとられており、当会からは高橋温、野口容子両会員も執筆者に名を連ねている。

次に、「これからの男の子たちへ」(大月書店。写真中央)。太田啓子会員の単著である。既に話題になっていく本なのでお手にとられた会員もいると思うが(原稿執筆時点で9刷が決まったそうだが)、一言でいうと、世間にあるジェンダーバイアス(男女の役割についての固定的な観念)をなくし性差別を解消するには、男の子の育て方が重要だという内容。

具体的に性差別をしないような育て方が語られていくが、それぞれ明確な回答があるわけでもなく、著者が試行錯誤をしながら書き進めているのが伝わる。

動物愛護活動も一丸になつてやりたいのですが、このように様々な派閥があるため、なかなか意見がまとまらないのが悩みの種です。

終わりに

最後に、6月15日は、オウム・インコの日として登録されており、本稿が6月号に掲載されて嬉しい限りです。

編集後記

何を法的保護の対象にするのかは、時代や地域によりけりです。ウイル弁が風を切って歩く文化は現れるのでしょうか？

- 編集委員長 岩田 武司
記者 本間 久雄、長谷川 篤司、川添 啓明、安達 慎司、青木 敦子、長谷川 康